記述情報の開示の好事例集2023 金融庁 2024年3月8日 (更新)

有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例

7. 「監査の状況」の開示例

目次

〇有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等ほかの開示例

7.「監査の状況」の開示例	(番号)
投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	7-1~7-2
好事例として採り上げた企業の主な取組み	
野村ホールディングス株式会社	7-3
花王株式会社	7-4
日清食品ホールディングス株式会社	7-5
開示例	
野村ホールディングス株式会社	7-6
花王株式会社	7-7
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	7-8
ホシザキ株式会社	7-9~7-10
日清食品ホールディングス株式会社	7-11
オムロン株式会社	7-12~7-13
ソフトバンク株式会社	7-14
ロジスティード株式会社	7-15

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例
・ <u>監査役または監査委員会・監査等委員会の委員長の視点による監査</u> の状況の認識や、監査役会等の活動状況等の説明内容について開 示することは有用	•野村ホールディングス株式会社 (7-6)
・ <u>重点監査項目の選定理由と、重点監査項目に対して監査役会や監査</u> 等委員会が行った具体的な活動内容をストーリーで開示することは有 <u>用</u>	野村ホールディングス株式会社 (7-6)花王株式会社(7-7)三井住友トラスト・ホールディン グス株式会社(7-8)
・ 監査役や監査役室等の <u>監査活動に従事・関与している方々が開示内</u> 容に直接関与し、実際に行っているアプローチや考え方を記載することは、記載内容が具体的になるため有用	野村ホールディングス株式会社 (7-6)オムロン株式会社(7-12~7-13)
• 監査活動の <u>結果に関する考察を開示</u> することは有用	• ホシザキ株式会社(7-9)
・ 監査役会等の実効性評価の開示においては、 <u>実効性の確保・強化に</u> 向けて行っている取組みや姿勢、今後の方向性を記載することが有用	日清食品ホールディングス株式会社(7-11)オムロン株式会社(7-13)

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント:監査の状況(2/2)

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

参考になる主な開示例

- 内部監査の実効性については、デュアルレポーティングラインの記載 だけでなく、実効性を強化するための施策等、実質的なガバナンスに ついて記載することが有用
- 日清食品ホールディングス株式 会社(7-11)
- •オムロン株式会社(7-13)
- •ソフトバンク株式会社(7-14)
- •ロジスティード株式会社(7-15)
- 監査役等が監査人の選定したKAMに対してどのような検討を行ったか や、意見の相違があったか否か等、KAMについての監査役等の検討 内容について具体的に開示することは有用

経緯や 問題意識 「監査の状況」は、会社のリスク管理の観点から非常に重要な項目とされている。そこで、特に監査委員会の取り組みの特徴および具体的な監査活動の内容が投資家をはじめとするステークホルダーに伝わるよう、監査委員会の問題認識や年間の監査活動のPDCAについて、図表を使用することなどでより分かりやすい開示とすることを考えた。

プロセスの 工夫等

- 開示内容の充実へ向け、過去の好事例集などを参考に改善点を洗い出し、ステークホルダーから開示を期待されていると考えられる事項を追加することなど、常勤監査委員を中心に検討を重ね、情報開示委員会のメンバーにも共有したうえで、監査委員会で議論した。
- 「監査の状況」に限らず、有価証券報告書については、社内の所定のプロセスに則り、外部弁護士等のチェックを含め情報開示委員会によるレビューが行われている。

充実化の メリット等

- 監査委員会は、かねてより監査活動の充実化・高度化に取り組んでおり、その内容 がステークホルダーに伝わるように開示することが重要と考えてきた。
- 開示の充実化には、監査委員会が果たす役割と当社ガバナンス態勢に対する社内 外の理解を深め、監査委員会がさらにより深くより円滑に活動できるようになるなど のメリットがあると考える。

統合報告 書等との棲 み分け

- 有価証券報告書の「監査の状況」は、主に監査委員会が開示内容を検討している。
- 統合報告書は、持続的な価値創造のストーリーの一貫性ある発信を重視しており、 チーフ・サステナビリティ・オフィサー(CSuO)兼情報開示担当のもと、監査委員会な どのコーポレート・ガバナンスの状況についても、全体におけるバランスをとりつつ 開示内容を検討している。

経緯や 問題意識

• 積極開示の一環として、監査役活動をより具体的に説明することにより、監査役活動 の透明性を図り、ステークホルダーとの対話の実効性を高めることを意図した。

プロセスの 工夫等

- 2022年1月に監査役室を発足し、開示を見直せる体制を整備した。各開示物の内容が統一されていないことを痛感し、翌年開示プロセスを再検討。社会からの要請事項の確認、金融庁の好事例集等を活用した他社事例の調査、関係部署等との調整等を行った。
- 2023年3月開催の定時株主総会招集通知に、新たに「監査役の活動実績」を2ページ追加。この内容を軸に、有価証券報告書などとの統一を図った。
- 関連部署との調整、情報収集や開示内容の骨格作りに多くの時間を要した。

充実化のメリット等

- 他社開示物を調査する中で、自社の監査役活動において足りない点や課題の発見 につながった。
- ガバナンスの一翼を担う監査役活動を具体的に開示することにより、ステークホル ダーとの対話の実効性が高まることを期待。

統合報告 書等との棲 み分け

• 読み手を意識した開示:有報は網羅的に記載。統合報告書は、主要な内容を中心に、読みやすさ、見やすさを重視した記載。

好事例として採り上げた企業の主な取組み③(日清食品ホールディングス株式会社) | パーラ

経緯や 問題意識

- 監査役会の実効性評価に関しては、監査役会・監査役・監査役室スタッフの活動について継続的 にPDCAサイクルを回し、メリハリの効いた監査計画を策定できるように2019年度から自己評価を 開始したことが発端である。
- 内部監査部では、当社のグローバル化に伴い、国際基準適合を起点に実効性の強化施策に着 手。施策実現のエンジンとなる専門人材を補強し、機能別に組織を再編するなど、ステークホル ダーに対して高度化のロードマップを示すことを開始した。

プロヤスの 工夫等

- 監査役会の実効性評価の項目に関しては、他社事例や英FRC指針、会計BIG4コンサルの公表 事例も参照したが、監査役会設置会社の当社がそのままでは利用し難いこともあり、適切な項 目や方法を採択するために協議を重ねた。
- 自己評価の過程においては不十分な領域が検出されるだけでなく、同一の事項について評価が 大きく分かれるケースが発生したため、全監査役および監査役室スタッフの間での目線合わせ が必要な事項を可視化した。
- 内部監査部では、中期経営戦略下でリスクベース監査計画を策定し、事業所の属性別に監査件 数を開示した。また、内部監査に必要な資格や人材構成を監査人のスキルマトリクスとして記載 し、部総体で適正人材の配置を行える陣容を示した。

充実化の メリット等

- 監査役会設置会社という機関設計に不慣れな欧米の資本市場参加者が、当社の監査役会活動 の実効性について認識を深めてもらえる開示資料として有価証券報告書に概要を記載した。
- 内部監査部の活動が社内外で関心を持たれる様になり、特に他社との情報交換が活発になり、 業界内でのネットワーキングが進んだ。また、施策のロードマップや人材戦略の開示は監査の実 効性評価に対する投資判断の参考になることを期待した。

統合報告 書等との棲 み分け

有価証券報告書において、環境や人的資本などのサステナビリティ情報では日清らしさをアピー ルできる当社独自の取り組みについて積極的に記載した。一方、ガバナンス項目については、 監査役会や内部監査の実効性評価や施策といった内閣府令の改正より実務面を意識した記載 にフォーカスすることとした。

野村ホールディングス株式会社(1/1)有価証券報告書(2023年3月期) P126-127

(1)【監査の状況】※一部抜粋

<u>(2)</u>

<監査基本計画および重点監査項目>

監査委員会は、事業年度に合わせて監査基本計画を策定しております。

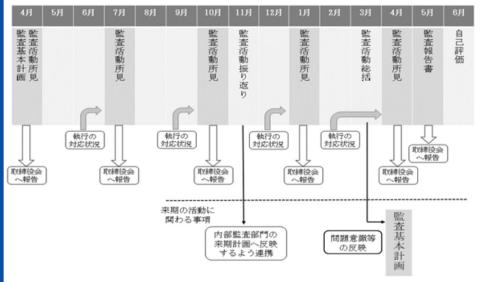
当期の監査基本計画では、グループワイドかつグローバルおよびリスク・ベースという観点から、1) 健全な企業文化の定着、2) ガバナンス態勢の実効性強化、3) 内部統制システムの高度化とリスクへの対応、4) 中長期的な経営戦略の実現に向けた取り組み、を重点監査項目とし、監査を行いました。

重点監査項目 および監査の主なポイント	重点監査項目に関する監査委員会の認識
1) 健全な企業文化の定着 ① コンダクトおよびリスク・カル チャーの定着 ② 1線管理の強化、お客様本位の業 務運営の定着	野村グループ行動規範の浸透とグループワイドなコンダクト・リスク管理の推進により、社員の職業倫理やコンダクト、コンプライアンスへの意識は向上しており、リスク管理高度化プログラムにより、リスク・カルチャーの醸成も進みつつありますが、より一層、お客様や社会からの信頼を得られるよう、引き続き健全な企業文化の定着に取り組む必要があります。
2) ガバナンス態勢の実効性強化 ① 取締役会の監督機能の充実 ② 国内外のグループ会社管理のフレームワーク強化 ③ 非財務情報の適切な開示	取締役会の実効性評価では、総じて高評価を得ていますが、取締役会において、経営陣と各取締役が目指す姿を明確に共有し、その姿に向けた道筋について議論を深め、 進捗を適切にモニタリングするプロセスを強化していくことが重要であります。
 3) 内部統制システムの高度化とリスクへの対応 ① さまざまなリスクへのプロアクティブな対処 ② 人材・テクノロジー活用などによる内部統制体制の強化高度化 ③ 中長期的なグループ全体のオペレーショナル・レジリエンス強化 	金融政策の転換や地政学リスクに加え、欧米金融機関の経営問題が相次いで生じるなど、グローバルな経営環境は混迷を深めており、各コーポレート・ファンクションは、リーガル・コンプライアンス・コンダクト、IT・サイバー、業務継続、人的資本などのさまざまなリスクへ備え、プロアクティブに対処する必要があります。
4)中長期的な経営戦略の実現に向けた取り組み ① 2025年3月期の経営ビジョン達成に向けた戦略実行 ② 資本政策やブッキングに関する課題への迅速な対処 ③ 本業を通じた持続可能な社会の構築に資するためのサステナビリティへの取り組み推進 ④ デジタルを活用した金融サービスの構築による最適なサービス提供	野村グループは、「社会課題の解決を通じた持続的成長の実現」を経営ビジョンとし、プライベート領域への拡大・強化を進めていますが、収益性を改善し、資本コストや株価を意識した経営の実現への要請に応えていく必要があります。

<監査活動のPDCA>

監査委員会は、監査基本計画に沿って監査を行い、四半期毎に取締役会へ監査活動所見による指摘または提案を行うほか、期中と期末に監査活動の振り返りを実施しております。また、常勤監査委員および野村證券の監査特命取締役は、執行側から監査活動所見への対応状況を四半期に一度聴取し、その内容を監査委員会へ報告することで、執行との双方向のコミュニケーションを確保し、監査活動所見による執行の対応の監視・検証の実効性を高めております。

監査活動の振り返りでは、確認または発見された事項や今後確認が必要なポイントなどを整理しております。監査基本計画から始まる個々の監査活動や監査活動所見などの報告の有機的なつながりを強化するとともに、問題認識を翌期の監査基本計画に反映しております。また、監査委員会は、その問題認識を内部監査部門の担当執行役員に伝え、翌期の内部監査に係る実施計画にも反映させるなど、内部監査部門との連携を図っております。



- (1) 重点監査項目及び監査の主なポイントを端的に記載するとともに、重点監査項目に関する監査委員会の認識についても具体的に記載
- (2)年間の監査活動のPDCAを図表も用いながら端的に記載

花王株式会社(1/1)有価証券報告書(2022年12月期) P70-71

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

c. 監查方針

当事業年度の経営環境は非常に厳しさが増す中、中期経営計画「K25」の2年目にあたり、経営戦略の実行状況並びに経営環境リスクへの対応状況に関して、経営が認識する改革の必要性と危機感を共有して監査すると共に、当社グループのガバナンスに関して、社会並びにステークホル ダーから、より高度な実効性と積極的な情報開示が求められていることを認識して監査役活動を 行うことを方針としました。

<当社の監査役活動で特に重視していること>

「活発な意見交換〕

監査役は、取締役の職務に関する監査に関して、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、 決議における意思決定のプロセスの確認を重視し、活発な意見交換を行っています。 「現場との対話重視」

監査役が各部門及び子会社・関連会社に直接往査及びヒアリングを実施し、現場との対話を重視することにより、経営戦略の浸透度合いや主体的な取組みの確認、現場の課題抽出を行い、役員とも適宜共有することを大切にしています。

往査・ヒアリング開始時に前回の監査結果を再確認し、終了時には、監査役のコメントを指導事項・要請事項に加え、アドバイス・優れた取り組みに分けてその場で共有し、各部門の取組みに生かしていくというPDCAによる実効性向上をめざしています。往査・ヒアリングの約7割には、社外監査役も1名以上参加しています。

(2) d. 重点監査項目・活動実績及び実効性評価

重点監				分担
查項目	監査方法及び取り組み	活動実績及び実効性評価	常勤	社外
	取締役会に出席して審議・決議状 況を確認、必要な場合は意見を述 べる	各監査役が100%出席。積極的に意見を述べた。	0	0
取	経営会議等重要会議に出席して意 思決定プロセスを確認、必要に応 じて説明を求め適時意見を述べる	100%出席。意思決定プロセスを確認、検討すべき事項について意見を述べた。	0	_
締役の職務の執行状	役員と監査役との意見交換	花王代表取締役 (5回) 社外取締役 (2回) 役付執行役員 (6回) 重要子会社の代表取締役 (3回) 経営課題や今後のガバナンス等に関して、率直 な意見交換により、認識の共有が進んだ。	0	0
況	各事業場・各部門・国内外の子会 社・関連会社への往査及びヒアリ ング (往査・ヒアリング時に、内部統制等の重点監査項目も確認)	計114回 ・対話を重視(監査役のコメント:計1,136件)。 ・監査上の発見事項は完了報告を求めて、後日 改善状況を確認し、現場の優れた取組みと共に、 役員と適宜共有。	0	0
	選任審查委員会、報酬諮問委員会	計11回	_	0

4. LE			監査	分担
重点監	監査方法及び取り組み	活動実績及び実効性評価	常勤	社外
グループガバナ	・花王グループ監査役体制の体系化 (当社・子会社・関連会社) ・グループー体運営の下、各社の特 性に応じた監査活動の実効性向上	・監査役室の室員が子会社の監査役を兼務する体制を開始した。 ・グループ監査役意見交換会(6回)。監査上の発見事項や改善すべき事項の検討を行った。スキルアップ研修も実施。 ・重要な子会社に監査役実効性評価を新規導入。		随時
ンスの実効性	・会計監査人と監査役及び関連部門 との意見交換会 ・会計監査人の監査に関して、取締 役会で報告	意見交換:計21回、取締役会での報告:2回 ・監査計画、会計監査結果、監査上の主要な検 計事項、非保証業務管理、監査品質など。 ・グローバルミーティングにより、国内外の監 査人と意見交換を実施。	0	0
内部統制の整備並びに運用状況	各事業場・各部門・国内外の子会 社・関連会社への往査及びヒアリン グ	■各部門での自己点検や外部監査結果、内部統制		随時
	・内部統制第二ラインの主管部門へのヒアリング ・内部統制委員会・傘下の主な委員 会への出席または議事録確認 ・内部通報窓口の対応状況を確認	四半期又は半期ごとに実施 自主点検やモニタリングが定着し、課題に対す る改善を確認した。 内部通報内容及び対応状況の適時報告を受け、 意見を述べた。	0	随時
	内部監査部門である経営監査室との 情報交換	計4回	0	随時
	内部統制システムの構築と運用状況 のチェックリストによる評価	概ね有効。	0	_
情報開示	情報開示に関する社外からの要請状 況を調査し、当社の開示状況や外部 評価結果を確認	・評価できる点と改善点に関して、役員との意見交換や関連部門に提言した。推進体制の整備並びに情報開示状況を確認。 ・監査役活動に関する積極開示を推進した。	0	_

- (1) 監査役活動で重視していることを端的に記載
- (2) 各重点監査項目に対する監査方法や取組み、活動実績及び実効性評価 について端的に記載するとともに、常勤監査役と社外監査役の役割分 担についても記載

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(1/1)有価証券報告書(2023年3月期) P129-130

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

二. 監査委員会監査の基本方針

監査委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担う機関として、当グループの経営課題の解決に向けた業務執行状況に対して、グループ全体の最適確保の観点を重視した監査を実施しています。 監査委員会の監査活動にあたっては、当グループ全体の内部統制状況の検証活動を通じ、業務執行の効率性・実効性、健全・公正な価値観や企業風土の醸成・向上が図られているかどうかを確認することを基本方針にしております。

そのうえで、当事業年度においては、以下「ホ. 当事業年度における重点監査項目・監査のポイント・具体的な監査内容」に記載の項目を重点監査項目として、監査活動を実施しました。

ホ. 当事業年度における重点監査項目・監査のポイント・具体的な監査内容

	ホ. 当事業年度における重点監査項目・監査のホイント・具体的な監査内容					
	重点監査項目	監査のポイント	具体的な監査内容			
1	経営戦略の進捗状 況・次期中期経営 計画策定に向けた 取組状況	・事業ポートフォリ オ強化の状況 ・経営資源配分の状 況	・計画実現に向けた具体的施策の妥当性・実現性 の確認 ・政策保有株式削減と新たな資本活用の状況の確 認 ・デジタル投資等にかかる資源配分の状況の確認			
	・グループ全体の内 部統制システム高度 化の状況	・各事業部門・各グループ関係会社での自律的な リスク管理を起点とした管理態勢の整備状況の確 認 ・上記の態勢に基づく統制環境、リスクの特定・ 評価の状況、統制活動の状況等の確認				
2	グループ全体の内 部統制システムの		・大型システム開発における進捗管理・サイバー セキュリティ等への対応状況の確認			
	整備・強化状況	整備・強化状況	整備・強化状況	・リスクプロファイ ル変化への対応状況	・金利や為替などの市場環境や信用状況の変化等 を踏まえた決算や資本の十分性確保等への対応状 況の確認	
		・グローバルベース での規制への対応状 況		・バーゼルⅢ、サステナビリティ領域(気候変動・人権リスク等)の国際規制への対応状況の確認		
3	適正・的確な財務報告及び開示に係	・財務会計の高度化 の状況	・引当に関する検討状況や事業ポートフォリオと整合性のある管理会計の構築状況の確認			
る統制の状況		・記述情報の開示高 度化の状況	・サステナビリティ情報の開示に係るガバナンス や統制状況の確認			

← 4 へ. 主な具体的監査活動

・ 主な共体的監査信期				
主たる担当	相手方等	監査活動		
	取締役会	・監査結果報告(年4回) ・取締役会・事前協議会(社外取締役等に対して取締役会議案 等の事前説明を行う会合)への出席、意見の申述		
	執行役等	・代表執行役との意見交換(年2回) ・執行役・三井住友信託銀行執行役員との意見交換(各役員年 1~2回)		
	内部監査部	・監査結果報告の受領(監査委員会席上にて毎月) ・監査計画への意見の申述		
監査委員会 (全監査委 員)	会計監査人	・会計監査計画の説明の受領・会計監査の実施状況報告の受領、監査上の主要な検討事項 (KAM) に関する意見交換(監査委員会席上にて年4回)・会計監査人の評価の実施		
	常勤の監査委員	・日常の監査活動の報告の受領(書面にて週次及び監査委員会 にて毎月)		
	グループ各社	・主要なグループ各社の代表者等との意見交換(各社年1回) ・三井住友トラスト・アセットマネジメント及び日興アセット マネジメントの監査等委員会等との意見交換		
	社外取締役	・執行部門に対する共同ヒアリング活動を通じた重要な監査事 項に関する意見交換		
	書類の査閲	・重要な社内資料等の査閲、質疑の実施		
	経営会議等	・経営会議等の重要な会議への出席、監査意見の申述		
	部長等	・主要部署の部長との意見交換(三井住友信託銀行の部長を含む。各部長年1~6回)		
常勤の監査	内部監査部	監査情報の交換(毎月)		
委員	会計監査人	・会計処理上の論点の確認(年4回) ・グループ各社に対する会計監査の状況に係る報告の受領(年 2回)		
	グループ各社の 監査役等	・主要なグループ各社の監査役等との意見交換(各社年 $1\sim6$ 回)		

- (1) 重点監査項目ごとに、監査のポイント、具体的な監査内容を端的に記載
- (2) 全監査委員と常勤監査委員に大別し、相手方別での監査活動の内容を端 的に記載

ホシザキ株式会社 (1/2) 有価証券報告書 (2022年12月期) P46-47

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

①監査等委員会監査の状況

イ. 監査等委員会の開催状況等

監査等委員会は、原則として毎月1回開催し、必要があるときは随時開催することとしております。

当事業年度は合計14回開催し、決議事項23件、報告事項等60件を審議いたしました。なお、監査等委員はすべての監査等委員会に出席しております。

決議事項 23件	・第77期監査方針・基本計画の決定 ・監査等委員である取締役の選任議案への同意 ・補欠監査等委員の選任議案への同意 ・会計監査人の再任、会計監査人報酬への同意 ・監査等委員会補助者の成績評価への同意 ・内部統制システム構築の基本方針の有効性判断 ・監査等委員でない取締役の選任・報酬に関する意見陳述権行使 ・監査等委員会の監査報告書の決定 他
報告事項等 60件	・重要書類監査の結果報告(毎月) ・常勤監査等委員による実地監査結果報告(都度) ・内部監査室による監査の進捗状況報告(四半期毎) ・四半期レビュー報告内容の共有(四半期毎) ・監査上の主要な検討事項(KAM)に関する意見交換 ・実地棚卸の状況報告 ・会計監査人による監査結果報告 他

また、国内グループ会社監査役との連携を強化するとともに、国内グループ会社監査役への研 鑚機会の提供等を図るため、国内グループ会社の監査役が参加する監査役連絡会を、原則、毎年 2回開催しております。

(2)

ロ. 監査等委員会及び監査等委員の主な活動

監査等委員は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、取締役の職務執行を監視・監督するとともに、グループ全体のコンプライアンス・リスク管理の状況を監視しております。当事業年度における監査等委員の両会議への出席状況は、ともに100%であります。

また、2名の社外取締役監査等委員は、指名・報酬委員会に委員として出席し、取締役・執行 役員の指名・報酬に関する適切性を監視・監督しております。

なお、監査等委員会は、当事業年度における主要な監査テーマとして、コンプライアンス・リスク管理の適切性、内部通報制度の実効性、女性活躍推進状況、非財務情報開示状況の監視等を掲げ監査活動に取り組みました。活動概要とその結果は以下のとおりです。

主要な監査テーマ	活動概要等
コンプライアン ス・ リスク管理の適切 性	毎月開催されるコンプライアンス・リスク管理委員会に出席して当社グループにおけるコンプライアンス・リスク案件とその対応状況について説明を受け、必要に応じて質問、指摘等を行いました。 その結果、当社グループにおけるコンプライアンス・リスク管理を含む内部統制システムは相当であると認めました。
内部通報制度の実 効性	内部通報窓口によせられた全ての内部通報事案については、その概要の報告を受けるとともに、その後の対応状況につきましても適宜報告を受け、必要に応じて質問や指摘等を行いました。 その結果、当社の内部通報制度は、実効的に活用され、通報事案への対応にも特段の問題はないと判断いたしました。
女性活躍推進状況	当社は、2025年度に女性管理職(課長相当職以上)人数を2020年度比4倍(50名)、女性役職者(係長相当職以上)人数を同1.5倍(300名)とするKPIを掲げており、その達成に向けた取り組みと進捗状況を監視してまいりました。 その結果、当事業年度における活動は適切に展開され、順調に進捗していることを確認いたしました。
非財務情報開示状 況	当社は、非財務情報開示の更なる充実を目指し、自社ホームページにおける開示情報の充実を図るとともに、初めての統合報告書発行を目指しており、その進捗状況等を監視してまいりました。その結果、2022年7月に統合報告書の発行を実現し、また、サステナビリティ課題を横断的に検討・議論するサステナビリティ委員会の設置・始動を確認いたしました。

- (1) 監査委員会の活動状況について、実施した決議、報告等の内容及び件数に加え、監査等委員会、監査役連絡会の開催頻度を記載
- (2) 監査等委員会及び監査等委員の主な活動について、監査テーマごとの 活動概要等(活動結果も含む)を端的に記載

ホシザキ株式会社 (2/2) 有価証券報告書 (2022年12月期) P46-47

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

ハ. 会計監査人との連携

会議名・テーマ	実施時期	目的・概要
四半期ごとの意見 交換	1月、4月、 7月、10月	会計監査人から四半期ごとにレビュー結果等の報告を受けるとともに意見交換を行う。
監査結果概要報告	2月	前事業年度の監査結果について説明を受けるとともに監査 報告書(会社法)を受領する。
監査計画の説明	12月	次事業年度の監査計画、監査時間、監査スケジュール計画 等の説明を受ける。
会社計算規則第 131条の会計監査 人の職務の遂行に 関する事項の通知	2月、4月、 10月	会社計算規則第131条の会計監査人の職務遂行に関する以下の事項について説明を受ける。 ・独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項 ・監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項 ・会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項
監査上の主要な検 討事項 (KAM)	4月、10月	KAMに関する情報共有を受けるとともに意見交換を行う。
三様監査の連携	8月、11月	三様監査の進捗状況等を共有するとともに、認識した課題 に対する意見交換を行う。
グループ会社往査 への同行	6月、11月、 12月	会計監査人によるグループ会社への往査に同行し、監査の 適切性の確認等を行う。

ニ. 内部監査室との連携

会議名・テーマ	実施時期	目的・概要
内部監査の進捗状 況報告	2月、5月、 8月、10月	四半期ごとに内部監査の進捗状況と結果の概要について 報告を受ける。
内部監査実施報告	都度	内部監査実施結果に関する報告会に常勤監査等委員が同 席し、内容を聴取する。
内部監査室室長と の意見交換会	1月、5月、 6月、7月、 10月	常勤監査等委員と内部監査室室長との意見交換会を適宜 実施し、監査上の課題等の認識合わせを行う。
グループ会社往査 への同行	2月、5月、 11月	内部監査室によるグループ会社への往査に同行し、監査 の適切性の確認等を行う。
三様監査の連携 (上記「ハ.」と 重複記載)	8月、11月	三様監査の進捗状況等を共有するとともに、認識した課 題に対する意見交換を行う。

好事例として着目したポイント

■ 監査等委員会と会計監査の連携状況、監査等委員会と内部監査室の連携 について、具体的な実施時期とともに、実施した目的とその概要を分か りやすく記載 7. 「監査の状況」の開示例

7-11

日清食品ホールディングス株式会社(1/1)有価証券報告書(2023年3月期) P99-100

目次に戻る

(1)【監査の状況】※一部抜粋

(監査役会の実効性評価)

一昨年度以来、監査役会においてその実効性評価に関してアンケート形式で自己評価を実施し、コンサルティング会社の参考フォーマットや他社事例等も参照しつつ討議を重ねて参りましたが、今年度も監査役会の実効性に関する自己評価を実施し、監査手法の見直しや次事業年度の監査計画に反映させるべく討議いたしました。

<評価実施方法と評価結果>

a. 評価実施方法:

監査役会におけるESG・SDGsへの対応、コーポレートガバナンス・コードへの対応、取締役・会計監査人との関係、執行部門からの報告体制、社内主要委員会への出席による情報収集、非常勤監査役との情報共有体制等について、新規に採用した項目も含め、各監査役に対し、4段階評価及びその理由、意見等を調査するため、全18の評価項目のアンケートに沿って各監査役に対し意見表明を求めました。

b. 評価結果:

アンケート結果では、監査役会全体として十分に実効性は確保されていると評価される一方、「企業集団監査役監査の体制」、「内部統制の構築に対する監視・検証」、「ITガバナンスや情報システムの有効性」等について、更に高度化する余地があるとの評価もあったため、これらについては、外部環境の変化スピードが速いことを勘案して問題意識を早めに共有し、かつ深掘りした議論の機会を増やすことで具体的に対応していくことといたしました。

さらに、事業環境変化に伴う新たなリスクも意識しながら監査品質の高度化を図ることの重要性も討議され、環境関連政策、ITガバナンス、グループガバナンス、能動的な情報開示等について集中的に議論を行った結果、重要性が増していく監査領域として監査手法の工夫に努めることといたしました。

(中略)

② 内部監査の状況

(ア)活動概要

当社の内部監査は、内部監査部が「経営目標の実現に貢献すべく、リスクベースで客観的なアシュアランスを提供すること」を目的として、業務監査及び金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制評価」を実施しております。

2022年度は、COVID-19 の流行により中断していた現地往査も概ね再開して国内外のグループ38事業所の業務監査を実施、そのうち海外は米国、中国、インドの3カ国8グループ会社で実施いたしました。

また、「財務報告に係る内部統制評価」は、連結子会社及び持分法適用関連会社等68社を対象として全社的な評価を行い、内7社を対象として業務プロセスの評価を行いました。

監査の実施手続は、主にグループ各社の業務執行における各種法令、諸規程への準拠性及び 業務手順の有効性を評価し、監査結果については、取締役会に対し、年4回の定期報告及び年 度総括報告を行っております。

	コーポレート	生産拠点	事業拠点	海外拠点	合計
監査件数	10	4	16	8	38

(イ) 実効性の強化施策

当社の内部監査部門は、対応力の高度化・専門化を強化するため、期中に内部監査室から内部監査部へ改称すると同時に組織を再編し、「(ウ)監査人の人材戦略」中の表のとおり機能別の3グループ体制とし、海外を含めたグループガバナンスや情報セキュリティリスクなどの経営に関わる課題ごとに主管グループを配置いたしました。

内部監査部は全社的経営課題をベースに3つの施策として「グローバル」、「ダイバーシティ」、「監査DX」を掲げ、内部監査の国際フレームワークであるIPPF(International Professional Practices Framework=専門職的実施の国際フレームワーク)への適合準備、専門性の高いダイバーシティ人材によるチーム編成、ITツールを駆使した機能的な内部監査を推進しております。特に、実効性の強化に直結する「内部監査の品質のアシュアランスと改善のプログラム」の高度化は、数年内に第三者による外部評価を受けることにより「国際基準」への適合を表明すべく、コンサルティングファームによるギャップ分析評価を導入し、適合に向けた仕上げに注力しております。なお、内部監査部は、客観的なアシュアランスを提供するために業務執行部門から独立し、代表取締役社長・CEO及び取締役会の2つの報告経路を保持しております。

(ウ) 監査人の人材戦略

内部監査部の2023年3月末現在の人員は10名で構成されており、中長期成長戦略に基づくリスクベースの監査計画を実現すべく、部員に求めるスキル要件を定義し、人材のスキルマトリクスに照らしてバランスよく国内外部署の管理職経験者やCIA(公認内部監査人)、CPA(公認会計士)、CISA(公認情報システム監査人)、CFE(公認不正検査士)などの専門資格を有する人材を配置しております。

さらに、キャリア採用や社内公募の活用により、現在では女性監査人2名と外国籍監査人1名が所属し、監査人のダイバーシティも進めております。

なお、スキルマトリクスは、次の通りであります。

	財務会計	IT·情 報	海外業務	人事・労 務	リスク管 理	組織経営
部長	0		0	0	0	0
課長			0	0	0	0
ガバナンス グループ		0			0	
グローバル監 査グループ	0		0		0	
IT監査 グループ		0			0	-

- (1) 監査役会の実効性評価について端的に記載
- (2) 拠点ごとの内部監査の実施件数や結果報告について端的に記載
- (3) 内部監査の実効性の強化施策や人材戦略について具体的に記載

7. 「監査の状況」の開示例

7-12 目次に戻る

オムロン株式会社(1/2)有価証券報告書(2023年3月期) P103-105

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

3. 監査役の活動状況

(1)

当事業年度において、監査役は下記のように監査方針および重点監査事項を定め、活動しました。

監査基本方針	「三現主義」(現場・現物・現実)をベースとし、判断の根拠を広く社会に求めるとともに、被監査部門の課題を共有し、問題解決に寄与するよう努める。 社外監査役の強固な独立性と常勤監査役の高度な情報収集力を活かし、現場に潜む経営課題を素早く見つけ、解決に導く。
重点監査事項	① 長期ビジョンおよび中期経営計画の進捗 ② 地政学リスクの高まりに対する対応 ③ コーポレートITシステムの構築に向けた進捗 ④ グローバルグループガバナンス ⑤ 企業風土変革(事業スピードを高める自律的組織運営と多様な人財の能力発揮) ⑥ 株式会社JMDCとの提携の進捗

当事業年度における主な活動内容は下記の通りです。

特に当事業年度では、取締役や各BC(ビジネスカンパニー)長および主要な本社部門長との間で、ダイアログ(対話形式)により、あらかじめ議題を定めずフリーに議論することを重視し、双方向の意見交換を通じて経営課題の把握に努めました。

(■:役割による出席 ○:オブザーバーとして出席 △:任意の出席)

	主な活動内容	開催頻度	常勤 監査役	社外 監査役
1	取締役会への出席	14回		
2	取締役との意見交換会	10回		
3	コーポレート・ガバナンス委員会への出席	2回		
4	執行会議、事業戦略会議や予算会議等、全社の重要な 会議への出席	25回	0	Δ
5	各BC(ビジネスカンパニー)長および主要部門長とのダイアログ	24回		
6	国内事業所への訪問	5社		Δ
7	内部監査部門との情報共有およびディスカッション	19回		
8	会計監査人との情報共有およびディスカッション	14回		Δ
9	国内関係会社監査役との連絡会	2 旦		

(2)

また当事業年度には、監査役4名が議論を重ね、新たに『オムロン監査役行動原則』として、監査 役に求められる役割、行動等を定義しました。

《オムロン監査役行動原則》

監査役は、高い倫理観と謙虚さを持って、常に信頼される存在となるよう自己研鑽に努める。

- 1. 準拠性・不備指摘(監査1.0)にとどまらず、リスクベース・内部統制での意見(監査2.0)、経営課題への助言(監査3.0)を積極的に行うことで、企業価値向上に貢献する。
- 2. 傾聴・対話・共感を重視し、
- (1) 好奇心をもって質問し、自由闊達に議論する。
- (2) 時には厳しく、時には忍耐も持って積極的に意見を述べる。
- (3) データ等をもとに、客観・公平・公正な議論・意見に努める。
- 3. 多様な目線・ステークホルダーの視点で、「石を投げて波風を立てる」気概を持って、社内の常識に敢えて疑問を投げかける。
- (1) 物事の表層でなく、真の原因や課題の洞察
- (2) 現状肯定しない、健全な懐疑心にもとづく探求心
- (3) 物事には両面(光と陰)があるとの前提
- 4. 未来志向で透明性が高く、公正で、迅速・果断な意思決定が可能となる経営の行動変革を 促す。

(3)

4. 内部監査部門との連携状況

当社では、グローバル監査室が、オムロングループの内部統制の整備・運用状況を「業務の有効性および効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令などの遵守」「資産の保全」の観点から検証するとともに、リスクマネジメントの妥当性・有効性を評価し、改善に向けた助言・提言をしています。監査役会は毎月の監査役会にグローバル監査室長を招聘し、全社の業務監査・内部統制監査の状況確認と意見交換を行っています。

当事業年度は、監査役会の重点監査項目である「グローバルグループガバナンス」に沿って、自律的な内部統制の進化や内部監査の高度化について議論を深めました。また、海外本社拠点(中国、アジアパシフィック、アメリカ)の内部監査人から、各地域の内部統制状況の報告を受けるとともに、国内関係会社26社の監査役に就任しているグローバル監査室のスタッフと、グループ監査役連絡会(年2回)を開催しました。各関係会社の監査役から経営状況や課題等について報告を受けるとともに、関係会社監査役監査業務のさらなる進化や効率化について意見交換を行いました。

次年度以降は、内部監査のあり方に関する提言を含め、監査役会として内部監査部門との連携を 強化し、内部監査部門の進化を引き続き支援していきます。

- (1) 監査役の主な活動内容と意見交換等の実施回数を具体的に記載すると ともに、常勤監査役と社外監査役の役割分担についても記載
- (2) 監査役行動原則について端的に記載
- (3) 監査役と内部監査部門との連携に関して、当事業年度の重点監査項目に関する具体的な連携状況や、次年度以降の方針について端的に記載

オムロン株式会社(2/2)有価証券報告書(2023年3月期) P103-105

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

6. 監査役会の実効性評価

監査役会は、ステークホルダーの負託に応え、持続的な企業価値の向上を実現するための監査活動はどうあるべきかの議論を重ねながら、監査を実施しています。取締役会とは自由闊達に議論を行いながらコーポレート・ガバナンス機能の向上に寄与してまいりました。

また監査活動においては、準拠性監査、リスクベース・内部統制監査を深化させるとともに、経営課題の領域も積極的に監査の対象範囲とし、その活動について、より多角的・客観的な視点から実効性評価を行いました。

評価の方法は、従前より実施してきた監査役による「無記名式の質問票」を用いた自己評価のみならず、「監査役会による企業価値への貢献度」も自己評価の対象としました。その際、他社監査役会等とのデータ比較や取締役へのアンケートも参考にしております。

当事業年度における監査役会実効性評価の結果と課題は次の通りです。

監査役会は監査活動から得られた客観性のあるデータの収集・分析を重視し、それらをベースに監査役間でオープンかつ深度ある議論を行い、確認した経営課題については、取締役会において積極的にフィードバックを行いました。

取締役からは、監査役会の活動とさらなる進化への期待が寄せられていますが、とりわけ中 長期の経営課題については、監査役会・取締役会間の議論をさらに重ね、絞り込み・深掘りを 行うことが課題と認識しています。

また、現場の状況を幅広く確認するとともに、内部監査のあり方に関する提言を含め、監査役会と内部監査部門の連携を強化します。これにより、現場に内在する経営課題を明らかにし、取締役会との議論にも反映させていきます。

評価結果を踏まえ、今後の監査役会の取り組みを進化させ、当社の企業価値向上にさらに貢献していきます。

(2) ②内部監査の状況

当社の内部監査機能は、当社社長指示のもと、本社グローバル監査室(提出日現在26名)が担っており、海外の北米、欧州、中華圏、アジア・パシフィックの地域統轄会社に設置した内部監査室を統括し、リスクマネジメントの観点から、会計・業務・遵法などに関する内部監査を、部門単位で定期的に実施しており、その結果を社長及び監査役会に月次で報告するとともに、年度総括を取締役会へ報告しています。

内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携については、月1回の監査役会に本社グローバル監査室長が出席し、監査結果の報告に加え、内部監査の強化に向けた意見交換を行うほか、会計監査人とも定期的会合を持ち、相互の活動に関する情報交換を行っています。法務、経理、財務部門等の内部統制部門とも定期的、適宜にリスク評価などの情報共有、連携を行っています。

また、企業倫理・リスクマネジメント委員会による「グループ重要リスク」に対する対策やモニタリング活動などを一覧化し、全社の残存リスクを見える化し、その中から重要リスクを選定し、本社のガバナンス状況を中心に、テーマ監査を行っています。

コンピュータ支援監査技法を用い、グローバル全社の会計データの異常値を抽出し、各社に 問い合わせ自己チェックしてもらう活動など内部統制の強化に向けた取り組みを進めています。 グローバル監査室のメンバを国内子会社監査役として任命し、各社の決算監査や取締役会も しくは各種の会議体への参画により、ガバナンスや内部統制に関し、アドバイスや提言を行っ ています。

事業部門からマネジメント候補者がグローバル監査室に出向し、監査活動を通して経営視点やリスク感度を身に着け、出向終了後原籍部門で更なる活躍を期する育成出向プログラムも継続的に実施しています。

- (1) 監査役会の実効性評価について端的に記載
- (2)・内部監査結果の報告頻度や報告先を具体的に記載するとともに、監査役監査、会計監査との連携について端的に記載
 - ・具体的な監査手法や、マネジメント候補者のキャリアパス等について端的に記載

7. 「監査の状況」の開示例

7-14 目次に戻る

ソフトバンク株式会社(1/1)有価証券報告書(2023年3月期) P114-116

(1)【監査の状況】※一部抜粋

b. 内部監査の状況

(b) 組織の体制、独立性、監査品質

i 人員·専門性

内部監査室は、内部監査の実施に特化(内部統制報告制度の評価およびコンプライアンス調査等はそれぞれ内部統制部門、コンプライアンス部門が実施)しており、室員は総勢26名(2023年3月末現在)で、全員が内部監査業務に専従しています。うち公認内部監査人(CIA)、公認情報システム監査人(CISA)、内部監査士(QIA)、公認不正検査士(CFE)など内部監査に直接関係する有資格者は延べ20名を超えています。その他、経営修士、経営管理修士、中小企業診断士、情報処理安全確保支援士など、リスクベースの内部監査を実践するに相応な資格を有する人材も在籍しています。

ii 組織の独立性、監査品質

また、内部監査の実施に際しては、取締役会で承認された「内部監査規程」に基づき、The Institute of Internal Auditors が定める 「専門職的実施の国際フレームワーク(以下、IPPF)」に準拠しています。

内部監査の独立性確保については、毎年、組織内でIPPFの基準適合状況を判断するために内部品質評価を実施する際の項目に含まれており、その評価結果は取締役会で報告しています。加えて、IPPFの基準に則り、5年に一度、外部品質評価を受検(2013年/2018年)しており、結果はいずれも、「一般的に適合している(Generally Conforms)」の評価を受けております。なお、次回は2023年に外部品質評価を受検予定です。

(c) 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<監査役と会計監査人との連携状況>

監査役は、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)から監査方針・監査計画について説明を受け 意見交換を行います。期中・期末の監査(四半期レビューを含む)につき、監査重点項目、監査方法 および結果について報告を受けています。また、常勤監査役は毎月、情報・意見交換を行う他、会 計監査人の往査に同行し監査に立ち会う等、会計監査人との連携保持を図っています。

<監査役と内部監査部門の連携状況>

監査役は、当社内部監査室、内部統制部門と定期的に情報交換の場を持ち、必要に応じ調査依頼をする等有機的連携を図っています。

<会計監査人と内部監査部門の連携状況>

会計監査人は、内部監査室から監査計画について説明を受けているほか、必要に応じて内部監査 の結果等についても説明を受けています。内部監査室は、会計監査人から監査結果等について定期 的に説明を受けています。このほかにも両者は必要に応じて情報・意見交換を行う等して、連携を 図っています。

- (d) 内部監査の実効性を確保するための取組
- i 内部監査のデュアル・レポーティングライン

内部監査では、業務の遵法性および内部統制の有効性等を評価し、内部監査の結果および過去に 実施した監査指摘事項のフォローアップ状況については、以下のとおり、当社の代表取締役 社長 執行役員のみならず、取締役会ならびに監査役および監査役会に対しても報告しています。 <各監査共通(定常)>

[監査終了後]:会長、代表取締役社長・副社長、専務取締役(CFO)、監査役、監査対象部署および関連部署の部門責任者に対して「内部監査報告書」を配信しています。

[月次定例会議]: CFO定例会議および常勤監査役定例会議にて監査結果を説明し、相互連携を 図っています。

[四半期毎]: 社外取締役に対して監査結果を臨場報告しています。

[半期毎]:上期/下期の監査結果および過去監査フォローアップ状況等を取締役会、監査役会に て臨場報告しています。

<監査にて重大な指摘事項が発見された場合>

・上記に加え、取締役会等にて監査結果を臨場報告しています。

●内部監査のデュアル・レポーティングラインの全体像



ii 内部監査室と事業管理部門との関係

内部監査室は、IIA (内部監査人協会) が2020年に発表した新3線モデル(The IIA's Three Lines Model)に則り、内部監査等で発見および知得した事象は対象部門(主に第1線)に対する監査結果報告のみならず、各々の事業管理部門(第2線)にも課題共有し改善策を協議する等、企業価値の保全及び向上に努めています。

iii グループ会社の内部監査部門との連携

内部監査室では、内部監査部門設置の当社グループ会社(連結子会社)12社に対して、継続的なモニタリング活動を実施しています。具体的には、当社およびグループ会社に重大な影響を与えるリスクを早期に検知できるように、同部門策定の内部監査計画書や監査報告書を確認しています。また、定期的に、グループ会社の内部監査人連絡会や勉強会の開催、個別対話などを通じて、緊密な連携を図っています。

- (1) ・内部監査室の体制について、内部監査に関連した資格保有者の在籍 状況も含め具体的に記載
 - ・内部監査室の独立性について端的に記載
- (2) 内部監査結果の報告頻度や報告先を具体的に記載するとともに、デュアル・レポーティングラインの全体像を図示

ロジスティード株式会社(1/1)有価証券報告書(2023年3月期) P61

【監査の状況】 ※ 一部抜粋

③ 内部監査の状況

当社は、業務処理と管理運営の適法性及び内部統制の有効性と妥当性を確認するために、監査室(室長以下、専任担当者23名)を設けて内部監査と内部統制の確認を定期的に行っている。監査室の内部監査は、財務戦略本部、人事総務本部、安全品質管理本部、情報セキュリティ本部、AEO・輸出管理本部等と連携し往査時には社内の専門部署が参加して組織横断的な監査を実施し実効性を高めている。

内部監査の実施計画は、監査サイクルやSOCD(Summary of Control Deficiencies)等の発生状況を踏まえた事業リスク及び前回監査の結果等を考慮して監査対象部署の選定を行い監査委員会へ提案し、監査委員会は審議のうえ、承認決議を行った。なお、2022年度の内部監査は、当社本社・本部機構の6部門、国内グループ会社本社機構の3部門、当社及び国内グループ会社の8事業部門、

▶ 国内グループ会社6社、海外グループ会社8社、計31部署に対し実施した。

内部監査及び監査委員会監査の結果について、経営戦略本部、海外事業統括本部、財務戦略本部、 人事総務本部、安全品質管理本部、営業統括本部のコーポレート部門責任者が出席する月次定例会 議で情報共有を行い、必要に応じて監査委員会から執行側に対し助言等を行った。また、特段の事 項が生じた場合には、監査委員会から取締役会へ報告し、社外取締役は、これらの報告を通じて内 部監査における課題を認識し、必要に応じて執行側に対し助言等を行った。

なお、内部監査・内部統制モニタリングにおける要望事項に対し、大幅な改善が見られた部門の 取組みについてはベストプラクティスとしてグループ内各社・各部門へ共有し、業務改善の実効性 を高めている。

- (1) 内部監査の実施計画の承認プロセスについて具体的に記載
- (2)・内部監査及び監査等委員会監査の結果報告の頻度や報告先について 具体的に記載
 - ・業務改善の実効性を高めるための施策として、大幅な改善が見られ た部門の取組みをグループ内で共有していることについて記載

